



請願書第 / 号

令和 5年 5月 15日

栗東市議会議長 野々村 照美 様

請願者 住 所 滋賀県栗東市糺6-10-16-303
選択的夫婦別姓・全国陳情アクション滋賀
氏 名 加藤 弓実 

紹介議員
氏 名 川嶋 恵 

選択的夫婦別姓の議論活性化を求める意見書の提出を要望する請願書

請願の要旨

国会および政府に対し、選択的夫婦別姓の議論活性化を求める意見書を、栗東市議会から提出してください。

請願の理由

現制度では、結婚を希望するカップルは必ず一方が改姓し、同じ姓を名乗らなければ法的な夫婦になることができません。2018年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は世界で日本だけであることを法務省が答弁しています。最高裁判所は2015年および2021年に夫婦同姓規定自体は合憲と判断しましたが、同時に選択的夫婦別姓制度について「合理性がないと断ずるものではない」と言及し、制度のあり方について「国会で論じられ、判断されるべき事柄にほかならない」としています。

人生100年時代のいま、平均初婚年齢は30歳前後になり、男女とも生まれ持った氏名で信用・実績・資産を築いてから結婚することも多く、少子化により一人っ子同士のカップルも珍しくありません。子連れ再婚や高齢になってからの結婚・再婚も増加傾向にあります。価値観や生活スタイル、家族のあり方が多様化するなか、婚姻に伴う改姓によって社会的不利益・不都合やアイデンティティ喪失などの精神的苦痛を被る事例は増加しています。

現制度でも夫または妻の姓のどちらかを選ぶことができるとはいえ、たとえカップル間では妻の姓で合意していたとしても、親族から夫となる人の改姓を猛反対されるなど、実際に妻の姓を選択することは容易ではありません。改姓を望まない人たちにとって現行制度は、どちらかが生まれ持った姓を諦めるか、婚姻を諦めるかの二者択一となっており、幸せであるはずの結婚の入り口で非常に苦しい決断を迫られています。こうしたことは、事実婚を選択するカップルの増加による婚姻制度の形骸化や、非婚化、少子化につながっているという指摘もあります。

選択的夫婦別姓制度の法制化は、「家族で同じ姓の方が一体感が深まる」と考えるカップルが引き続き夫婦同姓で結婚できる一方で、結婚前の姓を互いに維持したいと考えるカップルは改姓せず、夫婦別姓を選べるようにするものです。カップルのどちらも改姓による不利益を被らない選択肢ができれば、間違いなく結婚の障害がひとつ無くなります。法的根拠のある夫婦として安心して子どもを持ち、老後も法的な家族として支え合える社会につながるでしょう。

以上の観点から、多様な価値観や生き方を認め、男女がともに活躍できる社会実現のためにも、国会および政府に対し、選択的夫婦別姓の議論活性化を求める意見書を提出いただきますよう要望します。